令和８年９月１６日

令和８年第９回

農業委員会総会議事録

〔　総　会　〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1　令和８年９月１６日　１０時００分 岩国市民文化会館　小ホールにおいて総会を招集した。

2　本日の総会に出席した委員は次のとおり

１番　片山　剛	２番　藤村　幸生	３番　藤村　浩司
５番　林　聖文	６番　小林　識史	７番　小林　增次
８番　藤本　哲	１１番　黒崎　友美	１２番　迫田　瑞恵
１４番　中尾　正浩	１６番　二武　富男	１７番　藤中　京子
１８番　梅川　仁樹	１９番　原田　孝親	

3　本日の総会に欠席した委員は次のとおり

４番　隅　ふじ江	９番　松村　紀彦	１０番　小橋　和紀
１３番　佐崎　恭児	１５番　塚田　由美子	

4　本日の総会に出席した職員は次のとおり

局　　長	藤本　慎司	次　　長	西本　嘉彦
由宇支所	小池　泰弘	周東支所	木村　茂泰
周東支所	松岡　幸恵	錦　支　所	伊藤　良洋
美和支所	田村　尚巳	事　務　局	飴屋　陽子
事　務　局	市川　佳史	農林振興課	向原　英昭
農林振興課	三上　直矢	農林振興課	安部　祐希乃

5　会長は、午前１０時００分、委員総数１９名のうち、１４名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6　会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。
１７番　藤中　京子　　２番　藤村　幸生

7　本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第３５号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３６号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請について

報告事項
報告第１号　農地法第４条の規定による届出の受理について
報告第２号　農地法第５条の規定による届出の受理について
報告第３号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理について
報告第４号　農地所有適格法人報告書の提出について
報告第５号　現況証明

８　議　事

議　　長	それでは、ただ今より令和８年第９回農業委員会総会を開催いたします。 本日は、委員総数１９名のうち、１４名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。 次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第１９条第２項の規定により、１７番藤中京子委員と２番藤村幸生委員を指名いたします。よろしくお願いします。 「議案第３５号　農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。 それでは、１番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	１番　岩国地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳畑及び田、現況畑。面積は、81 ㎡ほか６筆、合計 2,715 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。 これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 担当の塚田委員は欠席ですので、追加説明の方を預かっております。
事　務　局	代読をさせていただきます。 申請地は、藤河出張所より西へ約3.4ｋｍに位置する農地です。 譲渡人は、相続により農地を譲り受けたが、自身での維持管理が困難であるため誰かに譲り渡したいと考えていたところ、農業を始めようと思っていた譲受人の話がまとまり、申請に至ったものです。譲受人は高齢ではありますが、子、孫とともに一連の作業を行うということです。耕運機、軽トラックを所有しており、必要な農機具は一部導入予定で、蕎麦、野菜を耕作するとのことです。 令和８年９月１日に事務局職員と現地調査を行いましたが調査項目に問題はなく３条許可申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、１番を許可することを決定します。 次に、２番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	２番　由宇地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、613㎡ほか１筆、合計697㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。
これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の小橋委員は欠席ですので、追加説明の方を預かっております。

事務局　小橋委員から説明文を預かっていますので、代読をさせていただきます。
申請地は、由宇総合支所から南西へ約４ｋｍの場所に位置する農地です。
譲受人と譲渡人とは親子の関係にあり、高齢のため農地の維持管理が困難となった母親が同居する娘に農地を贈与し、今後の耕作及び管理を任せることとしたものです。譲受人は、申請地で栗のほかブルーベリーやブドウなどの果樹栽培を行い、一連の作業を夫婦二人で行う予定としています。
８月31日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いましたが、問題となる点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長　ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
（異議なし）
異議がありませんので、２番を許可することを決定します。
次に、３番を事務局より、議案説明してください。

事務局　３番　玖珂地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,842㎡ほか２筆、合計3,950㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。
これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第３番　はい、それでは追加説明いたします。
申請地は、玖珂支所奏より南西へ 1.15ｋｍのところに位置しております。
譲渡人は二人で、一人の方が遠方のために通作が困難ということです。もう一人の方は高齢のために耕作困難ということです。譲受人は農業法人であり、申請地は以前から耕作しております。
８月26日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い、調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお

願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
（異議なし）
異議がありませんので、３番を許可することを決定します。
次に、４番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局　　４番　周東地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、308 ㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。
これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の松村委員は欠席ですので、追加説明の方を預かっております。

事 務 局　　それでは代読をさせていただきます。
申請地は、周東総合支所より南へ約 7.3ｋｍに位置する農地です。
譲渡人は光市に居住しており、対象地までの移動距離が大きく、自ら耕
議　　長　作や適正な管理を行うことが困難な状態にあります。そのため、対象地から極めて近い場所に居住し、長年農業に従事してきた譲受人へ譲渡することで、今後も農地が適切に維持・有効活用されることを希望しております。
譲受人は、耕作放置された対象農地を取得後、新規就農として栗の栽培を行い、耕作放棄地を解消させる計画です。譲受人は 38 年にわたる農作
事 務 局　業の経験があり、年間 170 日以上の作業従事を予定しております。自宅から非常に近接している利点を活かし、刈払機等を活用した定期的な草刈りや害虫対策を徹底して、周辺農地に迷惑をかけないよう責任を持って管理いたします。
8 月 25 日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いましたが、周辺農地への影響もなく３条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
第１６番　（異議なし）
異議がありませんので、４番を許可することを決定します。
議　　長　次に、５番を事務局より、議案説明してください。

５番　美和地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、821 ㎡ほか５筆、合計 4,549 ㎡です。
事 務 局　申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。
これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満

	たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。
第１６番	それでは追加説明をいたします。 申請地は美和総合支所から南東に約4.6ｋｍの農地です。 譲渡人は農地を相続しましたが、遠方に居住しており、維持管理が困難なため農地を手放そうと考えていたところ、親族である譲受人が引き取ってくれるとのことになり、贈与することにしたものです。譲受人は譲渡人が遠方に居住し耕作ができないため、申請地の草刈り等の管理を行っていましたが、この度、譲渡人から引き取ってほしいとの相談があったため、栗を中心とした営農活動をしたいと考えて譲り受けることにしたとのことです。現在、申請地を管理しているため刈払機、軽トラ等は所有しているため問題はありません。 現地調査は、９月４日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いましたが問題なく３条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、５番を許可することを決定します。 次に、６番を事務局より、議案説明してください。
事務局	６番　美和地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,215 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。 これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。
第　３　番	はい、それでは追加説明をいたします。 申請地は美和総合支所から北東に約９ｋｍの農地です。 譲渡人は勤めに出ているため現在所有する農地の管理が手いっぱいで申請地の維持管理が難しくなってきており売却を考えており、譲受人から農地を購入したいとの要望があり、譲渡人は売却することとしたものです。譲受人は経営規模の拡大のため農地の購入を検討していたところ、譲渡人より農地売却の相談があったため購入するとしたものです。 現地調査は９月４日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いましたが、問題はなく３条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし）

	異議がありませんので、６番を許可することを決定します。 続いて、「議案第３６号　農地法第４条の規定による許可申請について」を上程します。 それでは、１番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	１番　岩国地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。 面積は、393 ㎡です。申請人は記載のとおり。 転用目的は、自己用住宅の建築です。 農地区分は、第１種農地、第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地です。 農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。 では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。
第　８　番	それでは補足説明をいたします。 申請地は通津出張所より北西へ約650mに位置する農地であります。 申請人は岩国南バイパス延伸事業による用地収用により、自宅が立ち退きとなったため自己所有地に自己用農家住宅を建築するものであります。 令和８年９月３日、事務局職員と調査項目に従い現地調査を行い資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。周辺農地への影響もなく４条許可申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、１番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。 続いて、「議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請について」を上程します。 それでは、１番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	１番　岩国地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,115 ㎡です。 申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。 農地区分は、第１種農地、第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地です。 農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、 また、被害防除計画書も添付されております。 では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。
第　２　番	はい、追加説明をいたします。

申請地は南河内出張所から南へ約440mの位置にある農地です。
譲渡人は現在農地管理が困難なため休耕しており譲り渡したいと思っていたところ譲受人から譲り渡しの商談を受け、譲り渡したものです。譲受人は太陽光発電設備の設置に適した用地を探していたところ、譲渡人の所有する農地がそれに適しているためこの農地を譲り受けることにしたものです。また譲受人はそのほか複数の用地についても検討しておりこの用地が事業を進めるにあたり譲渡代金、日当たり等、条件に合致して適当であると判断したものです。発電出力は49.5ｋｗ。160枚のパネルを設置する予定です。安全のため周りにはフェンスを設置するとのことです。近隣住民への事業説明資料の配布はこの６月下旬より実施しております。すでに了承済みです。
８月27日に事務局職員と現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、また被害防除計画書等の必要書類等も整っており５条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
（異議なし）
異議がありませんので、１番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。
以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。
報告第１号　農地法第４条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局　　１番　岩国地区
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。
面積は、17㎡です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。農地区分は、市街化区域です。
ほか１件、合計２件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議　　長　　報告第２号　農地法第５条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局　　１番　岩国地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、183㎡です。
届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の整備です。農地区分は、市街化区域です。
ほか１件、合計２件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、
事務局長専決により書類を受理いたしました。

議　　長　　報告第３号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理につ

いて、事務局より、報告してください。

事　務　局　　１番　岩国地区
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳及び現況畑
面積は、228 ㎡の内 58.96 ㎡です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、農機具置場の設置です。
以上１件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議　　長　　報告第４号　農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事　務　局　　１番　美和地区
報告年月日は、令和８年８月 24 日。法人の住所・名称は記載のとおり。
事業年度は、１月１日から 12 月３１日。法人形態は農事組合法人です。
事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。
ほか４件、合計５件の提出がありました。

議　　長　　報告第５号　現況証明については、ご高覧ください。
以上で、農地法関係の報告事項を終わります。
そのほか、伝達事項がありますか。

事　務　局　　・太陽光発電設備設置に係る農地転用に関する事前協議について

・農業者年金加入推進特別研修会の報告等について

・「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案に対する意見について（意見提出後の市の対応について）

・非農地判定について
前回判定の報告、今回判定依頼、次回判定予定

・熊本地震に係る義援金の募集について

・農業委員会事務処理要領等について

議　　長　　これで本日の総会は、終了します。
次回定例総会は、10 月 16 日（金）午前 10 時から、岩国市民文化会館第一研修室を予定しております。
また、農業新聞勉強会には、10 月 9 日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いします。
本日は、このあと、「農業者等との意見交換会」を開催しますので、

	引き続き、出席方、よろしくお願いします。 それでは、会場の準備をいたしますので、15分の休憩をはさみ、10時50分から、意見交換会を始めますので、よろしくお願いします。 お疲れ様でした。

次回総会について

令和８年10月16日金曜日10時00分から岩国市民文化会館　第一研修室。

午前10時40分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会　長　梅川仁樹

署名委員　藤村幸生

署名委員　藤中京子